

『労働者が働きやすい職場づくりに取り組む事業者の皆さまへ』

新規雇用創出就労環境改善事業

若者の職場への定着及び女性の職場での活躍促進ならびに雇用拡大に資するため、積極的に就労環境の改善または向上に取り組む市内事業者に対し支援を実施します。

○対象となる事業者

- 1 枕崎市内に本社または事業所を有していること
- 2 労働保険及び社会保険の適用事業所として届出を行っていること
- 3 令和2年4月1日以降に、就業時の年齢が満 40 歳未満の者を正社員または正職員として新たに雇用していること
- 4 市税等の滞納がないこと

○支援対象事業

- 1 **ハード事業**：次に掲げる事業で事業費が50万円以上のもの

(1) 福利厚生施設の整備

従業員のトイレ、洗面所、更衣室、シャワー室、休憩所など

※トイレ、更衣室、シャワー室は、男女別に区分したものに限る。

(2) 労働時間管理適正化システム等の整備

タイムレコーダーや勤務時間管理システムの導入など

(3) 職場環境改善設備の導入

喫煙室の設置や分煙設備の導入など

- 2 **ソフト事業**：次に掲げる事業

(1) 統一した制服または作業着の導入

事業所名入りの制服または作業着の支給または貸与制度の導入

(2) その他市長が適当と認める事業

○支援内容

- 1 **ハード事業**：2分の1以内の額（上限 100 万円）

- 2 **ソフト事業**：2分の1以内の額（上限 20 万円）

※ハード事業については、着手する前の1か月前までに市と事前協議を行い、承認を得る必要があります。

※ソフト事業の制服または作業着の支給または貸与にあたっては、従業員1人あたり1万円を上限とします。

※支援制度終了の令和8年3月31日までにハード事業、ソフト事業それぞれ各1回限りご利用になれます。

※事業に係る消費税及び地方消費税については支援の対象となりません。

○ご利用方法

市のホームページをご覧になるか下記までお問い合わせください。市からの交付決定を受けてからの着手・購入等になりますので、ご注意ください。

お問い合わせ先

枕崎市水産商工課商工振興係

[TEL:0993-76-1667](tel:0993-76-1667)（直通）